

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和三十七年一月三十日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

十二月十二日委員成瀬幡治君辞任につき、その補欠として千葉千代世君を議長において指名した。

十二月十三日委員千葉千代世君辞任につき、その補欠として成瀬幡治君を議長において指名した。

一月二十三日委員大矢正君及び天田勝正君辞任につき、その補欠として江田三郎君及び棚橋小虎君を議長において指名した。

一月二十四日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として高橋衛君を議長において指名した。

一月二十五日委員竹中恒夫君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として中野文門君及び平林剛君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十四日大竹平八郎君委員長辞任につき、その補欠として棚橋小虎君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 賛雄君
中野 文門君
西川甚五郎君
堀 末治君
前田 久吉君
野溝 勝君
大竹平八郎君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵省政務次官 堀本 宜実君
大蔵省管財局長 山下 武利君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側
常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日のお話に付した案件

○理事の補欠互選の件
○租税及び金融等に関する調査
(今期国会提出予定の大蔵省関係法律案に関する件)
(国有財産の管理等に関する件)

○委員長(棚橋小虎君) たいだいまから委員会を開きます。
当委員会の理事が現在一名欠けておりますので、まず理事の補欠選挙を行います。と存じます。
互選の方法は、先例に従い、成規の手続を省略し、委員長において指名することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。よって、委員長は理事に荒木正三郎君を指名いたします。(拍手)

○委員長(棚橋小虎君) 次に、今期国会に提出を予定されている大蔵省関係の法律案について、大蔵省当局から説明を聴取することといたします。ちよつと速記をやめて下さい。

〔午前十時四十一分速記中止〕
〔午前十一時三十七分速記開始〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始めます。

○委員長(棚橋小虎君) 野溝君から発言を求められておりますので、これを許します。

○野溝勝君 ちよつと予算審議に入る前なので、大蔵委員長といたしましても関心を持っておる問題でございますので、この際ひとつ自治省の当局からお伺いしたいと思ひます。

地方自治法の一部改正によりまして、相当数の町村の合併が行なわれておるようですが、現在までに法改正によるどのくらい町村合併が行なわれておるでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 私の所管ではございませんけれども、概数で申し上げますと、大体三分の一に数が減つておるわけでございます。したがいまして、旧来の町村の規模が従来の規模の大体三倍になった、こう考えていた

だいてよろしゅうございます。一万余りでありましたのが、三千数百になつたわけでございます。

○野溝勝君 そうすると、大体、県の従来の行政指導も相当変わつてくると思ふのでございます。それと同時に、財政関係も相当いろいろ複雑になり、かつまた、調整をしなければならぬ段階にあると思ふのでございますが、こういう点について自治省は検討でも行なわれたことがございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のように、政府の諮問機関として地方制度調査会がございます。そこではいろいろ問題が論議されているわけでございますが、その前にいわゆる管理委員会がございます。行政事務の再配分のことが論議されております。これらを一貫して流れております考え方は、できるだけ限りのいろいろな仕事を、中央政府よりも府県の段階へ、府県の段階よりも市町村の段階へおろすことによつて、民主的な運営が可能になるような、また総合的な調整が可能になるようにしていきたいという結論であると考えているわけでありまして、町村の規模が大きくなることによつてそういうことを一そう容易ならしめることができるということができると思ひますが、現実には現在社会福祉行政は、市の段階においては市が処理することになっておりますけれども、合併後多くの市が誕生したわけでありまして必然的にそういう仕事が府県の段階から市町村の段階におりた、こういうことが言える

と思つてございまして、これは一例でございますけれども、そういう傾向が顕著になってきていることを指摘できると思つております。

○野溝勝君 私もそう解釈しておつたのでございますが、実際地方を歩いてみますと、なかなか中央で考えているようにいっておらぬようですね。たとえば私の長野県の上伊那郡でも町村の多くが合併をいたしまして、九町村ぐらゐりしかない。市が二つに、あとは九つの町村です。従来、三十カ町村あったわけなんです。郡の町村として九つあるのは数の多いほうでございます。ある郡では整理されて九つ、三つぐらゐりのところがある。そういうと、従来、地方事務所というものは県の行政機関延長として、直接郡下における、町村の指導連絡、そういう任務を帯びておつたのですが、合併後における地方事務所は、従来のような、そんな仕事の範囲というものは縮小されていると思ひます。だのにかかわらず、依然として人員の点におきましても、または機構の点におきましても、一つも整理されておらぬのです。そういうふうな状態だとすると、逼迫している地方財政の立て直しどころか、一そう苦しくなるように思ふのですが、そういう点について、特に地方自治庁における財政当局の衝に当たつて奥野さんはどういふふうに考えられておりますか、お伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 合併が進行

して参りますと、どうしても、今までばらばらに行なっているよりも、ある程度能率的に仕事ができるということ、人員の縮小も可能だと、こういう考え方を従来からとって参ってきておられます。そういう意味で、地方財政計画上の職員数につきましても、あるいは地方交付税の計算上の職員数につきましても、減少、縮減を行なつたわけでございます。また、多くの地方団体においては、そういう方向をとっているわけでありませぬ。御指摘の長野県については詳しく承知しておりませぬけれども、多くの府県におきましては、従来たくさんあった地方事務所をうんと数を少なくしてしまふ、あるいはまたそういうような地方事務所を全廃してしまふ、ただ、税務事務所でありませぬとか、検査のための事務所でありませぬとか、そういうものに限定して設置するということの方法をとつたところもございませぬ。昔のままの地方事務所を数を残しているところがあるとしても、それはそれはむしろ例外だろうと、こう私承知しております。多くの団体においては、かなり思い切つた地方事務所の数削減をやっております。また全廃をいたしまして、先ほど申し上げましたように、能率的に事務を遂行するということの意味で、専門的な出先の機関にとどめておられるという方法をとつておられるところもございませぬ。

○野溝勝君 今、局長さんから御答弁も御承知しております。私もその点についてはよくわかるのでございませぬけれども、長野県初め各県におきましては、整理された傾向と努力の跡が見えないでございませぬ。だから、今お話しのように、福祉国家の線に沿つて地方が活動される、そのために人員がふえるというふうなことは当然だと思つておられるけれども、そういうことがないので、地方事務所の存置は急速に措置すべきであると思つておられる。今の御答弁のように、福祉事務でなく、従来と同じような事務機構を依然として踏襲しているのですね。こういうような点について、末端町村当局は泣いている。地方財政が旧体依然のようない方をされておられるのは、そういう金とつて町村に還元してもらいたいとか、あるいはむしろ事務がもっと簡略化されなければならぬ、一そう前以上に複雑になつておられる。こういうことじやかなわぬという声が相当強いのですが、全国的には今奥野局長が言われているも、長野県としては変わつたところを見受けないうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 野溝さんのおっしゃいました方向は全く同感でございます。長野県につきましては、実は再建団体でございませぬので、私のほうも再建計画の変更等を通じてよく見えておるつもりでございませぬけれども、御心配のような点が将来ともありませぬように、一そう注意して参りたいと思つておられます。

と、御趣旨に沿うように私たちとしても努力して参りたいと、かように考えておられます。

○野溝勝君 今、局長さんから御答弁も御承知しております。私もその点についてはよくわかるのでございませぬけれども、長野県初め各県におきましては、整理された傾向と努力の跡が見えないでございませぬ。だから、今お話しのように、福祉国家の線に沿つて地方が活動される、そのために人員がふえるというふうなことは当然だと思つておられるけれども、そういうことがないので、地方事務所の存置は急速に措置すべきであると思つておられる。今の御答弁のように、福祉事務でなく、従来と同じような事務機構を依然として踏襲しているのですね。こういうような点について、末端町村当局は泣いている。地方財政が旧体依然のようない方をされておられるのは、そういう金とつて町村に還元してもらいたいとか、あるいはむしろ事務がもっと簡略化されなければならぬ、一そう前以上に複雑になつておられる。こういうことじやかなわぬという声が相当強いのですが、全国的には今奥野局長が言われているも、長野県としては変わつたところを見受けないうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○政府委員(山下武利君) 御承知のようには、国有林野は農林省の所管する財産でございます。その払い下げにつきましては、農林大臣の責任においておやりになることとあります。大蔵省といたしましては、別にそれについて一々協議を受けるというふうなことはいたしておりませぬ。

○野溝勝君 局長さん、こういう場合はどうするのですか。たとえば農林大臣の所管になつておられるが、他政府機関

が国有林野の払い下げを受けて、それを使用しているが、その後またそれを処理するという問題も起こってくる場合がございませぬ。その払い下げの機関がまた、それを機構の改正やらあるいはそういうような場合があるんですね。そういうような場合は、一応国有財産として大蔵省の所管になると思つておられる。そういうのはどうするのですか。

○野溝勝君 それの払い下げをまた一般の民間にするという場合もあり得るですね。演習地を払い下げっていく場合です。それから、そういうときにはどういうふうなやり方をやっておりますかというふうなことです。

○政府委員(山下武利君) 戦後に陸海軍の財産は大蔵省に引き継ぎまして、これは普通財産といたしておりました。ただいまの御設問のような場合でありますれば、その林野の財産は大蔵省の所管の普通財産になつておられるわけでありませぬ。普通の場合には、普通の場合には、普通の国有財産の処理の方針に準じて適正にやっております。

○野溝勝君 その払い下げの方針ですが、具体的にはどういうような一体内容を持つておられますか。

○政府委員(山下武利君) 個々のケースについてはよく私は存じておりませぬが、国有財産の払い下げにつきましては、これは全体に通ずる原則でございますが、できるだけ公共的な用途に供するように、価格等もまた適正な価格であるように、公正妥当な方針を立ててやっております。国有財産の払い下げにつきましては、林野の財産を払い下げます場合には、できるだけそういうふうな方針にのっとりやりたいというふうな考えでおられておられるものと思つておられます。

○野溝勝君 じゃ、こまかいことはともかくといたしまして、公共用地として払い下げることについては努力ですが、これは当然のことだと思つておられる。その場合、特に自治省の財政局長の奥野さんにお伺いするのは、町村におきましては、財政上事業

が国有林野の払い下げを受けて、それを使用しているが、その後またそれを処理するという問題も起こってくる場合がございませぬ。その払い下げの機関がまた、それを機構の改正やらあるいはそういうような場合があるんですね。そういうような場合は、一応国有財産として大蔵省の所管になると思つておられる。そういうのはどうするのですか。

○政府委員(山下武利君) 御質問の点は、おそろしく林野財産から陸海軍の所管の財産に有償で所管がえをしようというケースであると思つておられます。それがあれば、これはむしろ国有財産でありませぬ。

○野溝勝君 局長さん、こういう場合はどうするのですか。たとえば農林大臣の所管になつておられるが、他政府機関が国有林野の払い下げを受けて、それを使用しているが、その後またそれを処理するという問題も起こってくる場合がございませぬ。その払い下げの機関がまた、それを機構の改正やらあるいはそういうような場合があるんですね。そういうような場合は、一応国有財産として大蔵省の所管になると思つておられる。そういうのはどうするのですか。

収入のない町村などは非常に経済的に財政的に困っておるわけなんです、そういうような町村に、かような用地払い下げを要請したような場合があるか。またはそういうような場合には、大いに管財局のほうと折衝をして払い下げをしてもらうという努力をしたか。こういうような点のケースについて、ありましたら、御参考までに聞いておきたいと思うし、また実際に私はあることを聞いておるんでございますが、こういう点につきまして、管財局のほうとこうした問題の折衝などをしたことがありますか。または、その考え方の点につきましてお伺いしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどお話の出ました町村合併などの場合に、国有林野を優先的に当該町村に払い下げまして、町村の将来にわたる財政の基礎を造成していくというような方針がとられておるわけでございます。それにつきまして、法律にも根拠規定がございまして、林野庁においてもそういう方向で処理してくれて参つてきておるわけでございます。一般の国有財産につきましては、若干の、たとえば旧軍港でありますとか、いろいろな特別法に、そういうことについて国が特別の配慮をするというような規定を設けておるところがいろいろございまして、そういうこと以外に、ただばく然として町村に国有財産を払い下げるといふような式の交渉は、最近の私の体験ではいたしておりません。しかし、特別な事情があります場合は、払い下げにあたって、地方団体の公共用地というものを優先的に考えてくれる建前になってきておりますので、そういう点

については大蔵省でも十分配慮していただいているものと、かように考えております。

○野澤勝君 そういう場合に対する心がまえとございますか、考え方をひとつ。○政府委員(山下武利君) 先ほど申し上げましたように、国有財産全般の処理方針でございますが、できるだけこれを公共的あるいは公益的の目的に向けたいという方針で貫いておるわけでございまして、ただ、個々の問題につきましては、公共団体から特に申し出がありましたような場合に、それが公共的あるいは公益的の目的に沿うというものでありますれば、喜んでこれをそういうふうな目的に使うということについては何ら疑問のないところでございまして、またそういうような方針で現にやっております。

○野澤勝君 私はこれで質問を打ち切りますが、大体公共々々というが、このごろ公共というその内容が不明瞭になってきている。だから、公共団体といひましても、またいろいろ種類があると思ひます。ある特定人ないしは個人の利益を中心としなない町村自治体というものを公共団体の中心に考えてもよいと思ひます。さもないと、最近のごとく何でも公共だ公共だでは、わけがわからぬ。近ごろでは何々公社、公団、事業団というものを公共だ、公共機関だというのが、かえって當利会社以上悪質なものだ。公団とは名前だけで、中身を見れば官僚の盛持山で、官庁の二重構造だ。実際人民は泣いてる。何だ、このごろ国鉄といへばホテルから倉庫事業までやっている。日通なんというものは一億何千万円も上げておいて、それにハイヤー業までや

ろうとしておる。弱い業者をいじめる独占業が公社だ。公団が公共団体というのはいかぬ。しかし、それもいへば、それまで。大体において町村団体、これを公共団体の中核に考えていけば間違いないと思ひます。ですから、そういう町村から財政上支障を来たしてやういふ町村から財政上支障を来たしてやういふ町村に、あるいは再建団体になるというときには、国有財産の払い下げないしは処分について要請のある場合は、十分私は真剣にこれに沿うように善処をしてもらいたい、こういうことを申し上げまして、私の質問は終わります。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。午前十時五十八分散会

十二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(第七号)(第二九号)(第三〇号)(第三一号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

一、写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

一、在外財産補償に関する請願(第一九一号)
一、葉たばこ収納価格引上げに関する請願(第一九二号)
一、教育費を所得控除の対象とするの請願(第二〇七号)
一、退職金の課税免除に関する請願(第二二五号)

第七号 昭和三十六年十二月九日受理
清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(四十通)
請願者 和歌山市新通六ノ五 赤井定雄外三十九名
紹介議員 前田佳都男君

現行物品税法によると、嗜好飲料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料・果実飲料・乳性飲料、茶・コーヒー・ココア等「原料課税」、牛乳、菓子、水あめ、氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱いは、もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、ほとんどが零細業者であり、かつ、現在中小企業団体の法による調整事実を実施中であるから、当業界育成安定のためと中小企業擁護の見地から同法課税物品表中、第三種の清涼飲料と第二種の嗜好飲料の

課税を廃止せられたい。また、それが不可能なときは、課税上の不均衡是正、炭酸水の廃税、清涼飲料を従価税に、そして中味百八ミリリットルにつき六円の免税点の設置、原料免税措置の付与、及び嗜好飲料の税率を価格の百分の五、並びに免税点を十五円に引き上げること等について善処せられたいとの請願。

第二九号 昭和三十六年十二月九日受理
清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(四通)
請願者 福井市錦下町六五福井 県清涼飲料工業組合内 山本新一外三名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三〇号 昭和三十六年十二月九日受理
清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(二十九通)
請願者 鳥取県東伯郡東伯町徳 万 田中隆外二十八名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第三一号 昭和三十六年十二月九日受理
清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(五十二通)
請願者 三重県北牟婁郡長島町 一六四八 加藤儀三外 五十一名
紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五七号 昭和三十六年十二月十一日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(十通)

請願者 熊本市比呂町一 米島徳治外九名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九二号 昭和三十六年十二月十一日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願

請願者 群馬県高崎市請地町五 西本正輝

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九三号 昭和三十六年十二月十一日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市東本町四ノ三二中西物産株式会社 社取締役社長 中西康祐外一名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六五号 昭和三十六年十二月十一日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(四通)

紹介議員 木暮武太夫君

請願者 千葉県船橋市官本町三ノ六九一 斎藤徳隆外三名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六八号 昭和三十六年十二月十日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(二十六通)

請願者 名古屋市中区東雲町三八名古屋飲料株式会社 取締役社長 神野秀吉外二十五名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二七七号 昭和三十六年十二月十日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願

請願者 富山市桜町四七九富山県清涼飲料工業協同組合 理事 岡崎義忠

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二七八号 昭和三十六年十二月十日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(二十九通)

請願者 群馬県桐生市常盤町一三二 井上正清外二十八名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

受理事 第二七号 昭和三十六年十二月九日
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

請願者 大阪生野区鶴橋北之町一ノ三一七松山食品工業株式会社取締役社長 松山道吉外七十八名

紹介議員 赤間 文三君

現行物品税法によると、し好飲食料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料・果実飲料・乳性飲料、茶・コーヒー・ココア等「原料課税」牛乳、菓子、水あめ、水水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱い措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、大部分が零細業者であり、かつ現在中小企業団法による調整実を實施中であるから、当業界育成のために、同法の課税物品表中の第二種四十五・し好飲料と第三種三清涼飲料の物品税を廃止せられたいとの請願。

第二八号 昭和三十六年十二月九日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(八通)

請願者 福井市湊下町八五荒井 飯泉所内 荒井外松外五名

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三二二号 昭和三十六年十二月九日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二十六通)

請願者 鳥取県米子市花園町四〇 山口一男外二十五名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三三三号 昭和三十六年十二月九日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(五十通)

請願者 三重県四日市市西町二、四〇六有限会社キング 飯泉 月野静射外四十九名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

受理事 第四一號 昭和三十六年十二月十一日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区志村清水町二一四今西飲料株式会社 代表取締役 今西有造

紹介議員 加賀山之雄君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五八号 昭和三十六年十二月十一日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(三十七通)

請願者 熊本市本山町一一九

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九三三号 昭和三十六年十二月十一日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)

請願者 東京都台東区三輪町一 長田續外一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四号 昭和三十六年十二月十二日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市東本町四ノ三二中西物産株式会社 社取締役社長 中西康祐外一名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九五号 昭和三十六年十二月十二日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(五通)

請願者 岐阜市長住町八丁目合名会社 渡辺商會代表者 渡辺泰一外四名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇一號 昭和三十六年十二月十三日受理

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇一號 昭和三十六年十二月十三日受理

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇一號 昭和三十六年十二月十三日受理

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇一號 昭和三十六年十二月十三日受理

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に關する請願

請願者 香川県高松市塩上町一、一七七山田飲料株式会社内 山田勇外二十三名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇二号 昭和三十六年十二月十三日受理

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に關する請願(六通)

請願者 岐阜県養老郡養老町日比野鉦泉株式会社社長 日比野弥市外五名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二六六号 昭和三十六年十二月十四日受理

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に關する請願(五通)

請願者 千葉県船橋市本町四ノ一、五五九 小沢熊次郎外四名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二六七号 昭和三十六年十二月十四日受理

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に關する請願(二十通)

請願者 愛知県碧南市新川町丸山後一一七 平岩金世外十九名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二七九号 昭和三十六年十二月十四日受理

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に關する請願(二十三通)

請願者 群馬県桐生市諏訪町八八九 牛島竹藏外二十一名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五九号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 香川県高松市片原町九ノ一香川県写真材料商協同組合内 福永四郎外一名

紹介議員 平井 太郎君
今日、写真器材は、大衆化した便益品として担税力の低い一般大衆によつて消費されているにもかかわらず、過去十一年間、税率が三割のまま、すえ置になつてゐることは、誠に不当であるから、(一)写真機、写真引伸機、同部部品及び付属品並びに現象焼付器具(第二種丙類十)等の現行物品税率百分の三十を百分の十に軽減すること、(二)写真用のフィルム、乾板、感光紙(第二種丙類十六)等の現行物品税率百分の三十を百分の五に軽減すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 栃木県宇都宮市池上町三、〇〇九中央ビル内 栃木県写真材料商組合内 宮本堅五外一名

紹介議員 湯澤三千男君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六一〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 富山市磯部町三七二富山県カメラ商組合内 桑原善三郎外一名

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六二〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 福島県郡山市駅前福島県写真材料商組合内 渡辺健次外一名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六三〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 秋田市長野下新町二六 秋田県写真材料商業協

同組合内 川原喜二郎外一名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六四〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 千葉市椿森町八九千葉県写真材料商組合内 小泉敬二外一名

紹介議員 泉山 三六君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六五〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 宮崎県都城市北原町一、五四一宮崎県写真材料商組合内 鶴口隆義外一名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六六〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 奈良県天理市丹波市町三七三奈良県写真材料商組合内 角田久善外一名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六七〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 静岡県清水市相生町一四静岡県写真材料商組合内 石川正太郎外一名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 茨城県日立市助川町一、七九五茨城県カメラ商組合内 百目鬼福治外一名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六九〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に關する請願

請願者 山梨県甲府市相生町五七山梨県写真材料商業協同組合理事長 宮沢永太郎外一名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七〇〇号 昭和三十六年十二月十一日受理

日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願
請願者 埼玉県浦和市北浦和町四ノ一〇埼玉写真材料商組合内 小栗七郎 外一名

紹介議員 大泉 寛三君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七一〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願

請願者 大阪市南区安堂寺橋通二ノ二六大阪写真材料商組合内 野間千歳 外一名

紹介議員 大川 光三君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七二〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願

請願者 高知市堺町一九高知県写真材料商組合内 北村政喜 外二十一一名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七三〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願
請願者 神戸市兵庫区浜崎通四

丁目兵庫県写真機材料商組合内 平瀬慶一 外二名
紹介議員 岡崎 真一君 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二一五号 昭和三十六年十二月十三日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願

請願者 新潟市古町通七番町新潟県写真材料商組合内 各務忠雄 外一名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二一六号 昭和三十六年十二月十三日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願

請願者 和歌山市本町二ノ六和歌山県写真材料商組合内 中村増蔵 外一名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第九〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 鹿児島市上荒田町一一九州南部たばこ販売協同組合連合会内 迫水 久常 外二十八名

紹介議員 田中 茂穂君
全国たばこ販売業者十六万五千の同業

者は、昭和二十八年以来すえおきとなつていたばこ販売手数料八分を、戦前の割に復元改定されるよう、昭和三十三年度以降国会請願をつづけ、連年参衆両院で採択されているが、本年四月一日からわずかに年間売上げ百四十四万円を限り、五厘の引上げ改定が実施されたが、これを戦前どおり一割に引き上げられたいとの請願。

第一四一〇号 昭和三十六年十二月十二日受理
地方公共団体の取得土地についての所得免除等に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会 長 加藤宅治
紹介議員 古池 信三君
最近、経済界の好況により土地の価格は著しく高騰している。このため、地方公共団体が公共のために必要とする土地は、予算等の制約もあつて容易に取得できず、各種の事業に重大な支障をきたしているから、地方公共団体が自ら公共の用に供するために取得した土地について、当該譲渡人に課せられる所得税(譲渡所得)については、その面積、使用目的のいかんを問はず課税を免除または大幅な軽減を行なうよう、租税特別措置法を改正せられたいとの請願。

第一五七〇号 昭和三十六年十二月十二日受理
袋物類の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋三ノ一〇日本袋物協会内 宮沢高次郎 外一万八千九名

紹介議員 高橋 衛君

袋物産業(ハンドバック、札入、名刺入、がまぐち類)の輸出振興を図り、経済発展のため零細企業の格差解消を期するため、袋物類物品税(第二種丁類第三十二号)を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第一九一〇号 昭和三十六年十二月十二日受理
在外財産補償に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内二ノ八仲十二号館六号中央日韓協会内社団法人引揚者団体全国連合会理事 長 田中武雄
紹介議員 西郷吉之助君
海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓国にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合国及びこれと交戦した国並びに中立国にあるものは国家の賠償に充てられて処分されその他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台湾銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されていることは、まことに遺憾の窮みであるから、引揚者の在外財産補償問題についてこれを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。

第一九二〇号 昭和三十六年十二月十二日受理
葉たばこ収納価格引上げに関する請願

請願者 茨城県議会議長 鈴木 光二

紹介議員 郡 祐一君
葉たばこ耕作者の生活安定のため、収納価格の引き上げについて、(一)葉たばこ収納価格は、米価算定にならない「生産費及び所得補償方式」より算定すること、(二)特に自家労賃については、適正な算定方式を採用しかつ反当り代金は少なくとも十三万円以上を補償すること、(三)収納価格の決定は、十二月の審議会において概算価格を定め、翌年九月(収納直前)の審議会でも市労賃と物価上昇率を勘案し適正な価格を決定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七〇号 昭和三十六年十二月十三日受理
教育費を所得控除の対象とするの請願

請願者 大阪府南区周防町二一御津ビル二十九号室全国定年退職者連盟内 末広昇
紹介議員 鈴木 恭一君
憲法第二十六条には義務教育の無償を明記しているが、当然国が行なうべき学校施設等を父兄の犠牲によつてまかなつている点が少なくない現状であるから、教育費を総所得金額等から控除して所得課税するよう取り計らわれたいとの請願。

第二二五〇号 昭和三十六年十二月十三日受理
退職金の課税免除に関する請願

請願者 大阪府南区周防町二一御津ビル二十九号室全国定年退職者連盟内 末広昇
紹介議員 鈴木 恭一君

全国各地各種の職場において、あいっいで送り出されている定年退職者を始めとして、合理化その他の名目による勧告退職者の行く手を思うとき、まことに憂慮にたえないものがあるが、せめて社会がかれら定年者に対して永年の陰の功勞に報いる唯一のものは、退職金に対する課税免除の措置であるから、定年ならびに勧告退職者及びこれに準ずる永年勤続者の受ける退職金五百万円以下に対しては課税を免除する法を制定せられるとともに、右改正法は昭和三十一年度退職者から適用を受けられるよう措置せられたいとの請願。

一月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「岡山宇野」を「岡山宇野」に改める。

別表第二中「福岡板付」を「福岡板付」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

一月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年度米穀についての

所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

一 米穀の生産者が、その生産した昭和三十六年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十六年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十一年二月二十八日まで政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十六年度の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十六年九月三十日（新潟県において生産される米穀については、同年十月五日）までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十六年十月一日（新潟県において生産される米穀については、同月六日）から同月十日までの間に売り渡した米穀に

ついては、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十六年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十六年十月二十一日から同年十一月四日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十六年十一月五日から昭和三十七年二月二十八日まで

の間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

前項の場合において、同項第一号から第四号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づき政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百八十円とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

一月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、在外財産補償に関する請願（第三〇四号）
一、嗜好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願（第三〇五号）（第三二〇号）（第三二二号）（第三二四号）（第三二六号）（第三二八号）（第三三〇号）（第三三二号）（第三三四号）（第三三六号）（第三三八号）（第三四〇号）（第三四二号）（第三四四号）（第三四六号）（第三四八号）（第三五〇号）（第三五二号）（第三五四号）（第三五七号）（第三五九号）（第三六一号）（第三六三号）（第三六五号）（第三六七号）（第三六九号）（第三七一号）（第三七三号）（第三七五号）（第三七七号）（第三七九号）（第三八一号）（第三八三号）（第三八五号）（第三八七号）（第三八九号）（第三九一号）（第三九三号）（第三九五号）（第三九七号）（第三九九号）（第四〇一号）（第四〇三号）（第四〇五号）（第四〇七号）（第四〇九号）（第四一十一号）（第四一十三号）（第四一五号）（第四一七号）（第四一九号）（第四二一号）（第四二三号）（第四二五号）（第四二七号）（第四二九号）（第四三一号）（第四三三号）（第四三五号）（第四三七号）（第四三九号）（第四四一号）（第四四三号）（第四四五号）（第四四七号）（第四四九号）（第四五一号）（第四五三号）（第四五五号）（第四五七号）（第四五九号）（第四六一号）（第四六三号）（第四六五号）（第四六七号）（第四六九号）（第四七一号）（第四七三号）（第四七五号）（第四七七号）（第四七九号）（第四八一号）（第四八三号）（第四八五号）（第四八七号）（第四八九号）（第四九一号）（第四九三号）（第四九五号）（第四九七号）（第四九九号）（第五〇一号）（第五〇三号）（第五〇五号）（第五〇七号）（第五〇九号）（第五一一号）（第五一三号）（第五一五号）（第五一七号）（第五一九号）（第五二一号）（第五二三号）（第五二五号）（第五二七号）（第五二九号）（第五三一号）（第五三三号）（第五三五号）（第五三七号）（第五三九号）（第五四一号）（第五四三号）（第五四五号）（第五四七号）（第五四九号）（第五五一号）（第五五三号）（第五五五号）（第五五七号）（第五五九号）（第五六一号）（第五六三号）（第五六五号）（第五六七号）（第五六九号）（第五七一号）（第五七三号）（第五七五号）（第五七七号）（第五七九号）（第五八一号）（第五八三号）（第五八五号）（第五八七号）（第五八九号）（第五九一号）（第五九三号）（第五九五号）（第五九七号）（第五九九号）（第六〇一号）（第六〇三号）（第六〇五号）（第六〇七号）（第六〇九号）（第六一一号）（第六一三号）（第六一五号）（第六一七号）（第六一九号）（第六二一号）（第六二三号）（第六二五号）（第六二七号）（第六二九号）（第六三一号）（第六三三号）（第六三五号）（第六三七号）（第六三九号）（第六四一号）（第六四三号）（第六四五号）（第六四七号）（第六四九号）（第六五一号）（第六五三号）（第六五五号）（第六五七号）（第六五九号）（第六六一号）（第六六三号）（第六六五号）（第六六七号）（第六六九号）（第六七一号）（第六七三号）（第六七五号）（第六七七号）（第六七九号）（第六八一号）（第六八三号）（第六八五号）（第六八七号）（第六八九号）（第六九一号）（第六九三号）（第六九五号）（第六九七号）（第六九九号）（第七〇一号）（第七〇三号）（第七〇五号）（第七〇七号）（第七〇九号）（第七一一号）（第七一三号）（第七一五号）（第七一七号）（第七一九号）（第七二一号）（第七二三号）（第七二五号）（第七二七号）（第七二九号）（第七三一号）（第七三三号）（第七三五号）（第七三七号）（第七三九号）（第七四一号）（第七四三号）（第七四五号）（第七四七号）（第七四九号）（第七五一号）（第七五三号）（第七五五号）（第七五七号）（第七五九号）（第七六一号）（第七六三号）（第七六五号）（第七六七号）（第七六九号）（第七七一号）（第七七三号）（第七七五号）（第七七七号）（第七七九号）（第七八一号）（第七八三号）（第七八五号）（第七八七号）（第七八九号）（第七九一号）（第七九三号）（第七九五号）（第七九七号）（第七九九号）（第八〇一号）（第八〇三号）（第八〇五号）（第八〇七号）（第八〇九号）（第八一一号）（第八一三号）（第八一五号）（第八一七号）（第八一九号）（第八二一号）（第八二三号）（第八二五号）（第八二七号）（第八二九号）（第八三一号）（第八三三号）（第八三五号）（第八三七号）（第八三九号）（第八四一号）（第八四三号）（第八四五号）（第八四七号）（第八四九号）（第八五一号）（第八五三号）（第八五五号）（第八五七号）（第八五九号）（第八六一号）（第八六三号）（第八六五号）（第八六七号）（第八六九号）（第八七一号）（第八七三号）（第八七五号）（第八七七号）（第八七九号）（第八八一号）（第八八三号）（第八八五号）（第八八七号）（第八八九号）（第八九一号）（第八九三号）（第八九五号）（第八九七号）（第八九九号）（第九〇一号）（第九〇三号）（第九〇五号）（第九〇七号）（第九〇九号）（第九一一号）（第九一三号）（第九一五号）（第九一七号）（第九一九号）（第九二一号）（第九二三号）（第九二五号）（第九二七号）（第九二九号）（第九三一号）（第九三三号）（第九三五号）（第九三七号）（第九三九号）（第九四一号）（第九四三号）（第九四五号）（第九四七号）（第九四九号）（第九五一号）（第九五三号）（第九五五号）（第九五七号）（第九五九号）（第九六一号）（第九六三号）（第九六五号）（第九六七号）（第九六九号）（第九七一号）（第九七三号）（第九七五号）（第九七七号）（第九七九号）（第九八一号）（第九八三号）（第九八五号）（第九八七号）（第九八九号）（第九九一号）（第九九三号）（第九九五号）（第九九七号）（第九九九号）（第一〇〇〇号）

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
請願者 東京都中央区月島通五ノ八 川本寛司
紹介議員 下条 康麿君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三二二二号 昭和三十六年十二月十六日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
請願者 名古屋市中区宮出町中央飲料工業株式会社取締役社長 塚本誠三
紹介議員 植垣弥一郎君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三三三三三号 昭和三十六年十二月十六日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(六通)
請願者 岐阜県中津川市中津川中村 中田年雄外五名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三三三三三号 昭和三十六年十二月十六日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(六通)
請願者 東京都江東区深川永代
紹介議員 小柳 敏衛君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三三三三三号 昭和三十六年十二月十六日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(六通)
請願者 東京都江東区深川永代
紹介議員 小柳 敏衛君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

である。

第三六四号 昭和三十六年十二月十九日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)
請願者 岐阜市金町五丁目株式会社岐阜清涼飲料所社長 熊田安五郎外一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四〇〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(十一通)
請願者 徳島県小松島市東出口一〇ノ一西崎食品有限公司代表者 西崎泰彰 外十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四一八号 昭和三十六年十二月十一日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
請願者 愛知県知多郡上野町名和愛知飲泉株式会社内 本田仙一
紹介議員 天笠 良吉君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四六三三三号 昭和三十六年十二月十二日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区天神山町一ノ一〇七株式会社栄泉會代表取締役 西本 熊蔵外一名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四六四号 昭和三十六年十二月十二日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(十通)
請願者 兵庫県相生市相生寺町三、七六二 島谷幸之助外九名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第四六二二二号 昭和三十六年十二月十二日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
請願者 広島県呉市中町三三三 三木基 宮澤 喜一君
紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

である。

第四九三三三三号 昭和三十六年十二月十三日受理
し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
請願者 愛知県半田市春日町一ノ二清涼飲料水不二興業株式会社代表取締役 柳原喜七
紹介議員 天笠 良吉君
この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三〇六号 昭和三十六年十二月十五日受理
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願
請願者 滋賀県大津市養屋町一六滋賀製カメラ材料商組合内 柴田法嗣外二名
紹介議員 西川甚五郎君
今日、写真器材は、大衆化した便益品として担税力の低い一般大衆によつて消費されているにもかかわらず、過去十一年間、税率が三割のまま、すえ置から、(一)写真機、写真引伸機、同部品及び付属品並びに現像機付器具(第二種丙類十)の現行物品税率百分の三十を百分の十に軽減すること、(二)写真用フィルム、乾板、感光紙(第二種丙類十六)の現行物品税率百分の三十を百分の五に軽減すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三一八号 昭和三十六年十二月十六日受理
清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願

する請願

請願者 東京都中央区月島通五ノ八 川本寛司

紹介議員 下條 康磨君

現行物品税法によると、嗜好飲料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料、果実飲料、乳性飲料、茶・コーヒー・ココア等「原料課税」、牛乳、菓子、水あめ、氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱い措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、ほとんどが零細業者であり、かつ、現在中小企業団体の法による調整事業を実施中であるから、当業界育成安定のためと中小企業擁護の見地から同法課税物品表中、第三種の清涼飲料と第二種の嗜好飲料の課税を廃止せられたい。また、それが不可能なときは、課税上の不均衡是正、炭酸水の廃税、清涼飲料を従価税に、そして中味百八ミリリットルにつき六円の免税点の設置、原料免税措置の付与、及び嗜好飲料の税率を価格の百分の五、並びに免税点を十五円に引き上げること等について善処せられたいとの請願。

第三一九号 昭和三十六年十二月十六日受理
清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(二通)
請願者 東京都江東区深川住吉町二ノ二二 上原庄平 外一名

紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第三九九号 昭和三十六年十二月二

十一日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(十五通)
請願者 徳島県名西郡神山町神領字北二四五 滝上源一 外十四名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四五七号 昭和三十六年十二月十二日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町横内株式会社七条商会内 七条菊治

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四五八号 昭和三十六年十二月十二日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願
請願者 広島県呉市西二河通一ノ九株式会社中元本店 代表取締役 中元庸

紹介議員 官澤 喜一君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四五九号 昭和三十六年十二月十二日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願
請願者 佐賀市神野町四一内 田ビル三号館佐賀県清涼飲料工業組合内 古

第五五七号 昭和三十六年十二月二

十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 熊本市水道町国民金融公庫従業員組合熊本支部内 大浦利貞

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四六〇号 昭和三十六年十二月十二日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願
請願者 名古屋市中村区大正町五ノ五〇旭矢飲料製造所内 重原重男 近藤 信一君

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第五七二号 昭和三十六年十二月十六日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(二通)
請願者 新潟市東湊川通四ノ町三、三七八美智食品株式会社代表取締役 八木種衛外一名 小柳 牧衛君

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第五八八号 昭和三十六年十二月十七日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願
請願者 愛媛県今治市旭町四ノ一、二〇八 長井正明 加藤 武徳君

紹介議員 加藤 武徳君

十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 熊本市水道町国民金融公庫従業員組合熊本支部内 大浦利貞

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第五五八号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 京都市上京区一条通御前通西入大上之町八二 国民金融公庫従業員組合西陣支部内 菊田頼明

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第五六〇号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 福岡県平市菱川町一ノ五国民金融公庫従業員組合平支部内 高木節子

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五六一号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 名古屋市中区布池町三二ノ一国民金融公庫従業員組合名古屋支部内 辻博

紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五五九号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 東京都北区王子本町一ノ四国民金融公庫従業員組合王子支部内 小山賢三

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五六〇号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 福岡県平市菱川町一ノ五国民金融公庫従業員組合平支部内 高木節子

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五六一号 昭和三十六年十二月十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願
請願者 名古屋市中区布池町三二ノ一国民金融公庫従業員組合名古屋支部内 辻博

紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五六二号 昭和三十六年十二月十六日受理

請願者 山口県下関市南都町第二番ノ七国民金融公庫

従業員組合下関支部内
戸石悦三

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五七三号 昭和三十六年十二月二十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 愛知県豊橋市八町通二ノ一五国民金融公庫従業員組合豊橋支部内

夏目和枝

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五七四号 昭和三十六年十二月二十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 神奈川県川崎市南町一〇国民金融公庫従業員組合川崎支部内

秀治

紹介議員 鈴木 恭一君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第六五九号 昭和三十七年一月十一日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 京都市中京区東洞院通納薬師下ル国民金融公庫従業員組合京都支部内

池田洋

紹介議員 永末 英一君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第六六〇号 昭和三十七年一月十一日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 福島県平市菱川町一ノ五国民金融公庫従業員組合平支部内

渡辺昭

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

一月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又は財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を加え、「第十四条」を「前条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

附則

一 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

二 改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する旅客運賃等(同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ)に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

三 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

相統税法の一部を改正する法律案
相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第六十八條―第七十三條)」を「第九章 罰則(第六十八條―第七十二條)」に改める。

第十五条第一項中「百五十万円と三十万円」を「二百万円と五十万円」に改める。

第七十一条中法人の代表者」の下に「(管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

前項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団については、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十三条を削る。

附則

一 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

二 改正後の相統税法第十五条の規定は、昭和三十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

三 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

産に係る相続税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外国為替及び外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基キ政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勵定ラ通ズル方法ニ依リ決済セラルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳を」若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。

第五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

第十四条中、「第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條」を削る。

第十四条ノ二中「法人ノ代表者」の

産に係る相続税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外国為替及び外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基キ政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勵定ラ通ズル方法ニ依リ決済セラルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳を」若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。

第五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

第十四条中、「第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條」を削る。

第十四条ノ二中「法人ノ代表者」の

産に係る相続税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外国為替及び外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基キ政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勵定ラ通ズル方法ニ依リ決済セラルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳を」若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。

第五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

下に「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人を包含」を加え、同条に次の一項を加える。

法人に非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人の定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件

百八十三億円に改める。

第十八條の第三項中「二倍」を「三倍」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件

神戸税関姫路出張所を税関支署とするともに、中国財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

新設する税関の支署

所轄税関	税関支署名	位置	管轄区域
神戸	姫路	姫路市	兵庫県のうち 姫路市 高砂市 加古川市 小野市 西脇市 龍野市 相生市 赤穂市 伊南郡 加古郡 加東郡 加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡 揖保郡 赤穂郡

新設する財務部の出張所

所轄財務局	所屬財務部名	出張所名	位置	管轄区域
中国	岡山	倉敷	倉敷市	倉敷市 児島市 玉島市 笠岡市 井原市 浅口郡 小田郡 後月郡 吉備郡のうち真備町

廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所名	位置
神戸	神戸税関姫路出張所	姫路市

廃止する財務局又は財務部の出張所

所轄財務局	所屬財務局又は財務部	出張所名	位置
北海道	北海道	室蘭	室蘭市
中国	松江	江津	江津市

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、政府関係金融機関の資金増額に関する請願(第六九四号)(第七一一号)

一、葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願(第六九五号)(第七一二号)

第六九四号 昭和三十七年一月十七日受理

政府関係金融機関の資金増額に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

長野県の企業は、そのほとんどが中小企業であり、しかも大企業の系列化による恩恵を受け難いものが大部分である実態であるので、こんごの経営上まことに憂慮にたえないものがあり、本県産業の発展のため多大の支障を生じている実情である。したがって現在政府関係金融機関等に対する借入れ申込みも多く、第三、四半期では前年同期に比して平均四十から五十パーセントの増である。特に政府関係、金融機関の本期の貸付資金をみると、これらの申込額に比し約十二億円の不足を生ずる実情であつて、年末および翌期における極度の金融ひっ迫が予想されるから、すみやかに政府関係金融機関に対し資金の増額措置を講ぜられたいとの請願。

第七一一号 昭和三十七年一月十七日受理

政府関係金融機関の資金増額に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

専売公社においては、たばこ消費の増加に伴い、原料葉たばこの増産のため、明年度以後相当大幅の増産を計画しているが、長野県においてもこれに対し積極的に増産の推進をしていくが、一方、最近における農業労働力の不足と生産諸資材の高騰および他の畑作物と比較した収益性の低さ等から耕作意欲が減退している現状であるから、葉たばこの収納価格の大幅な引上げと増産に伴う諸施策に対する助成措置を講ぜられたいとの請願。

第六九五号 昭和三十七年一月十七日受理

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第七一二号 昭和三十七年一月十七日受理

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第七一二号 昭和三十七年一月十七日受理

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

昭和三十七年二月二日印刷

昭和三十七年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局